

訪問介護基本報酬のマイナス改定の早急な見直し等を求める意見書

介護報酬改定に当たっては、すべての介護事業者のサービスが安定的に提供されるとともに、介護従事者の賃金が改善することによって生活が安定し離職が防止されることに配慮がなされなければなりません。

しかし、政府は令和6年度の介護報酬改定において訪問介護の基本報酬を引き下げました。これにより、小規模な訪問介護事業所が多い本市においても、深刻な人手不足に拍車がかかり、訪問介護サービスの縮小や閉鎖を余儀なくされている状況にあります。

一方で、訪問介護の処遇改善加算について、高い加算率に設定したと説明していますが、加算要件が厳しいため、小規模事業者が取得することは困難な状況にあります。さらに介護事業者にとって諸経費の高騰など経営の厳しさに拍車がかかっています。

種子島である離島の特殊性もあって、将来的に地域包括ケアシステムが崩壊し、介護保険制度による「介護の社会化」に逆行する事態が起きかねません。

よって、政府に対し、以下の事項を速やかに実施するよう強く求めます。

記

1. 訪問介護の基本報酬引き下げによる影響について早急に調査し、その結果に基づいて訪問介護事業者に支援金を支給すること。その上で、訪問介護の基本報酬の見直しを含めた介護報酬の期中改定を行うこと。
2. 処遇改善加算の引き上げおよび処遇改善加算が取得できない事業所に対する算定要件の緩和を実施すること。
3. 介護報酬改定は、単に介護事業経営実態調査に基づくサービス全体の収支差率で判断せず、事業規模や地域の実態を踏まえた収支差率を十分踏まえて判断すること。
4. 訪問介護事業所の経営難の原因の一つになっている深刻な人手不足を解消するため、幅広い改善を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和6年10月2日

鹿児島県西之表市議会